

山口労雇均発 0629 第1号
令和2年6月29日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



業務改善助成金及び働き方改革推進支援助成金の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、中小企業・小規模事業者により一層活用いただけるよう、支給要件の緩和（事業場規模を労働者数30人以下から100人以下）、添付書類の削減（納税証明書等）、助成上限額の拡大（100万円から450万円）等がなされています。

また、働き方改革推進支援助成金については、新型コロナウイルス感染症対策として設けられた「職場意識改善特例コース」のほか、労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するために、4つのコースが設けられています（別添「令和2年度 業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金のご案内」参照）。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレット等（裏面一覧）を御活用いただき、相談窓口への設置や開催行事での配布、広報紙（誌）への掲載等、傘下企業の皆様に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は担当までお申し付けください（広報原稿の作成も承ります）。

お問い合わせ先

雇用環境・均等室【担当：鈴木】

TEL：083-995-0390 FAX：083-995-0389

E-mail：suzuki-ai@mhlw.go.jp

【送付資料一覧】

- 1 「働き方改革推進支援助成金」
（職場意識改善特例コース）のご案内リーフレット 5部
※7月29日が交付申請期限となります。
- 2 令和2年度 業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金のご案内リーフレット 5部
- 3 「業務改善助成金」のご案内リーフレット 5部
- 4 「働き方改革推進支援助成金」
（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内リーフレット 5部
- 5 「働き方改革推進支援助成金」
（勤務間インターバル導入コース）のご案内リーフレット 5部
- 6 「働き方改革推進支援助成金」
（団体推進コース）のご案内リーフレット 5部
- 7 「働き方改革推進支援助成金」
（テレワークコース）のご案内リーフレット 5部
- 8 生産性向上のヒント集 小冊子 5部